



島根県報

平成21年9月8日（火）

号外 第 156 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の指定管理者の募集

（自 然 環 境 課） 2

公 告

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号。以下「条例」という。）第8条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成21年 9 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立三瓶自然館及びその附属施設（以下「自然館等」という。）は、三瓶山及びその周辺地域の豊かな自然の中に、自然と親しむ場を確保し、あわせて自然環境に関する学習の機会を提供することを目的として設置したものである。

自然館等については、平成17年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、指定期間が平成22年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

今回募集する指定管理者が管理する対象施設は、次の2施設とする。

(1) 三瓶自然館**ア 名称**

島根県立三瓶自然館（ホームページは、<http://nature-sanbe.jp/>）

イ 所在地

島根県大田市三瓶町多根1121番8

ウ 規模、構造等（本館・新館・別館）

(7) 構造 鉄筋コンクリート造 一部5階建て

(4) 敷地面積 14,822平方メートル

(7) 延床面積 8,032.42平方メートル

エ 関連施設

北の原フィールドセンター 鉄骨・鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 552.16平方メートル

野生鳥獣観察舎 木造平屋建て 延床面積 40.12平方メートル

男三瓶山避難小屋 木造平屋建て 延床面積 30.24平方メートル

自然観察入門広場、北の原芝生広場、自転車道等

(2) 主な附属施設

三瓶小豆原理没林公園

ア 所在地

島根県大田市三瓶町多根口58番地2

イ 規模、構造等（大展示棟・小展示棟・管理棟）

(7) 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階平屋建て

(4) 敷地面積 約10,000平方メートル

(7) 延床面積 1,118.36平方メートル

3 指定管理者が行う業務（詳細は、仕様書を参照のこと。）

- (1) 有料施設等の利用の許可に関する業務
- (2) 自然館等の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する業務
- (4) 環境学習の推進に関する業務

(5) 島根県の自然環境及び自然史に関連する展示並びに博物館資料の収集、保管及び活用に関する業務

なお、上記に掲げるすべての業務を他の事業者に一括して委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託することができる。

4 指定期間

平成22年4月から平成27年3月末までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料は、指定期間における管理運営の支出見込額から有料施設等の収入見込額を控除した金額で、次の予算額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。なお、災害時等の特別な場合を除き原則として増額しないので、事業計画及び収支計画立案の際は注意すること。

また、各年度の年間委託料は、別途定める支払計画に基づき分割で支払うこととする。年間委託料の支払時期及び支払額については、島根県と指定管理者で締結する年度協定書で定める。

支出見込額 1,442,200千円 (年間平均 288,440千円)

収入見込額 127,385千円 (年間平均 25,477千円)

委託額 1,314,815千円以内 (年間平均 262,963千円)

6 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからスまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

ク 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員であって生物分野、地学分野及び天文分野に精通する専門職員並びに環境学習に関する知識を有する職員が複数所属する法人等であること。

ケ 県内の自然環境等に精通し、自然保護に関する啓発及び環境学習指導の能力を有する法人等であること。

コ 研究論文の執筆、標本収集整理保存等の能力を有する法人等であること。

サ 天文観測施設の設備操作を円滑に行い、天文解説を適切に実施できるとともに、全天周映画、プラネタリウムの上映が円滑にできる法人等であること。

シ 国立公園の趣旨を的確に理解したフィールド管理ができる法人等であること。

ス 観覧者への案内、誘導、説明等が適切にできる法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は、株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は、応募資格を有しない。

イ 自然館等の管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成21年12月中旬予定）まで

に、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

申請時には、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

なお、申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。提出書類は、返却しないので注意すること。

- (1) 申請書（島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第80号。以下「規則」という。）に定める様式第1号）

(2) 管理運営事業計画書

記入項目の概要は、以下のとおり。

- ア 基本方針について
- イ 各施設ごとの管理運営について
- ウ 実施体制及び組織について
- エ サービス向上策について
- オ 個人情報の保護の措置について
- カ その他仕様書で定める事項

(3) 指定期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

ア 収入の項目

運営管理委託料 各施設ごとの利用料金収入見込み 事業収入 入居者光熱水費 その他

イ 支出の項目

人件費 各施設ごとの光熱水費 施設維持管理費 事業費 その他

- (4) 三瓶自然館及び小豆原埋没林公園の施設ごと（条例別表第1に掲げる施設のうちふれあいの里及び野営場を除く。）の利用料金の設定計画

(5) その他提出書類

ア 法人等の活動実績書（規則に定める様式第2号）

イ 誓約書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

エ 法人にあつては、当該法人等の登記簿の謄本

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

カ 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録

キ 法人等の概要を記載した書類

ク 法人等の役員の名簿及び略歴を記載した書類

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

コ 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(6) 提出部数

正本1部及び副本7部。ただし、(5)イ、ウ、エ、ケ及びコについては、正本1部及び副本1部とする。

(7) 提出場所 島根県松江市殿町1番地

島根県環境生活部自然環境課

(8) 提出期限 平成21年10月19日（月）午後5時15分まで

提出場所まで持参又は郵送すること。なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時15分までとし、郵送の場合は10月19日（月）午後5時15分までに必着とする。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

平成21年 9 月 8 日（火）から平成21年10月19日（月）までの平日
午前 9 時から午後 5 時15分まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）

(2) 配付場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁 6 階
島根県環境生活部自然環境課自然保護グループ

なお、事後の連絡等に必要となるので、配付に際しては、法人等の名称、代表者の氏名及び連絡先を所定の用紙に記入すること。

9 現地説明会

(1) 開催日時 平成21年 9 月 24 日（木） 午前10時から午後 5 時まで

(2) 集合場所 島根県大田市三瓶町多根1211番 8 島根県立三瓶自然館本館棟前

(3) 現地説明会の内容 募集要項及び仕様書の説明並びに施設見学

(4) 申込方法

法人等の名称及び参加希望者名（各団体 3 名まで）を明記の上、平成21年 9 月 16 日（水）までに F A X で16の問合せ先へ申込みを行うこと。F A X に当たっては、事前に電話連絡の上、送信すること。

10 指定管理者の候補の選定

指定管理者の候補の選定に当たっては、申請書及び提出書類の応募資格等を書類審査した後、審査結果を平成21年10月23日（金）までにすべての申請者に通知する。資格を有することを確認された者においては、指定管理者候補選定委員会で条例第 8 条の規定による審査基準に基づき、プレゼンテーション方式による審査を実施し、候補者を選定する。

なお、プレゼンテーションの日時、場所等については、当該申請者に対して書面で通知する。

(1) 指定管理者候補選定委員会

指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、学識経験者、専門家等の 6 名の委員で構成し、次の審査基準及び審査項目に従い申請書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、候補者を選定する。なお、選定委員会では、必要に応じて、外部の有識者の意見を聞くこともある。また、選定委員会は、非公開とし、審査結果は、指定管理者の指定後まで開示しない。

(2) 審査の基準

ア 事業計画が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画が、自然館等の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 事業計画が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 事業計画を確実に実施するに足る財政的基礎及び人的能力を有すること。

(3) 主な審査項目

ア サービスに関する評価

団体の基本方針 管理運営 実施体制及び組織 サービス向上策 個人情報保護 事業実績

イ コストに関する評価

利用料金の設定 コスト節減と費用対効果の考え方 管理に要する経費

(4) その他

正式に指定管理者が指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

候補者は、県議会の議決を経て指定管理者に指定される。

(2) 指定管理者との協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目等事項について協議の上、協定を締結する。

12 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年実施する。評価結果については指定管理者に通知し、議会へ報告するとともにホームページで公表する。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

15 留意事項

(1) 申請者が、次の要件のいずれかに該当する場合は、その申請者を選定審査の対象から除外する。

ア 複数の事業計画書を提出した場合

イ 申請者若しくは申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合

ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

エ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかつた場合

オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

カ その他不正な行為があった場合

(2) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

16 問合せ先

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けを行う。

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県環境生活部自然環境課

電 話 0852-22-6377

F A X 0852-26-2142